

情報提供
平成27年5月8日

鎌倉市 納税課 加藤 内線 2303
資産税課 竹沢 内線 2296
電話 0467-23-3000

固定資産税・都市計画税の納税通知書の誤送付について

1 概要

この度、本市の固定資産税・都市計画税の納税通知書の送付に際し、口座振替用を送付すべき方の一部について、誤って一般用（納付書払い用）の納税通知書を送付していたことが判明いたしました。

2 原因

鎌倉市に土地・家屋等をお持ちで固定資産税・都市計画税が課税された方で納税の方法を口座振替としていた場合、市外から鎌倉市へ転入された際には、従前ご利用の振替口座を使用させていただくこととして事務を行っているところです。

この度、これに該当する方について、市で所定の口座振替の継続手続きの処理期限を誤り、その結果、納税通知書を一般用の納税通知書として作成し、送付したものです。

3 対象者

146件

4 今後の対応

対象となる方にお詫びの文書を送付し、納付書でお支払いにならないよう注意喚起を行います。

併せて、事務の関連性について常に意識し、確認を怠ることのないよう職員へ周知するとともに一連の作業についての見直しを行い、再発防止に努めてまいります。